

行政自治会親善バレーボール大会
練習会場の使用について
(市内小学校体育館)

行政自治会親善バレーボール大会における事前練習については以下のとおりと致します。利用心得をご確認いただき、適切なご利用をお願い致します。なお、会場によっては学校行事や改修工事等により予約ができない日や時間帯もございますので予めご了承ください。

1 練習会場

地区名	学 校 名
古河地区	古河一小、◎古河二小、◎古河三小、古河四小、古河五小、◎古河六小、古河七小
総和地区	釈迦小、◎小堤小、◎上大野小、◎上辺見小、水海小、◎西牛谷小、◎中央小、駒羽根小、◎下大野小、下辺見小
三和地区	◎駒込小

※三和地区の小学校については、空調工事のため駒込小以外は使用できませんので、ご不便をお掛けしますが、他の施設をご利用ください。

※◎印は空調設置工事完了の小学校（空調をご利用の場合は「7 その他」をご覧ください。）

2 練習会場使用可能日

月	日	
8月	平日	24日(月) ・ 25日(火) ・ 26日(水) ・ 27日(木) ・ 28日(金)
	休日	22日(土) ・ 23日(日) ・ 29日(土)

3 練習会場使用可能時間

平 日： 18：00～21：30	区分	①18：00～20：00 ②20：00～21：30
土曜日： 9：00～21：30	区分	① 9：00～11：00 ②11：00～13：00 ③13：00～15：00
		④15：00～17：00 ⑤17：00～19：00 ⑥19：00～21：30
日曜日： 9：00～17：00	区分	① 9：00～11：00 ②11：00～13：00 ③13：00～15：00
		④15：00～17：00

4 学校施設使用料

小学校体育館を使用する場合には、通常30分100円の使用料がかかりますが、下記予約受付期間中に予約を行い、行政自治会親善バレーボール大会練習日に使用する場合には、使用料は免除（無料）となります。

5 練習会場の利用方法

(1) 予約方法（先着順）

・施設利用をする場合は、二次元コードを読み取りWEBより事前に予約を行ってください。

《予約受付期間》 6月30日（火）から7月10日（金）

《予約申請フォーム》



URL:<https://logoform.jp/form/WpUV/1647136>

(2) 施設の利用方法

・利用当日に、以下の受付窓口から鍵を受け取り、利用翌日までに鍵を返却する。ただし、貸出日が休館日の場合、または土曜・日曜・祝日の午前中を利用する団体につきましては、利用前日に鍵を貸出します。

・鍵の返却日が休館日の場合、翌営業日に返却をお願いします。

地区	窓口	電話	受付時間	休館日
古河	エイブルスポーツ交流センター (古河市スポーツ交流センター)	22-3500	※鍵・支払い 9時～20時	・月曜（祝日にあたる場合は開館し、翌日が休館） ・年末年始
総和	イーエスはなもも体育館 (中央運動公園総合体育館)	92-5555	※鍵の取扱い 9時～21時	・第2月曜（祝日にあたる場合は開館し、翌日が休館） ・年末年始
三和	ゴヨーふれあいスポーツセンター (三和健康ふれあいスポーツセンター)	76-7000	※支払い 9時～20時	

6 傷害保険について

大会当日は、主催者側で加入します。練習時の傷害保険については、各行政自治会で加入をお願いいたします。なお、練習時保険の一部を後日補助（1行政自治会上限3,000円）いたしますので、加入保険の領収書等を保管願います。

補助申請については、9月以降、古河市スポーツ振興課より申請用紙を発送いたしますのでお手続きをお願いします。

7 その他

・空調設備の設置済みの小学校をご利用の場合は、空調の利用が可能です。ご利用の際は、プリペイドカードを鍵の貸出・返却窓口にて購入いただいたうえでご利用ください。（カードの販売は各施設20時までの取扱い）

・プリペイドカードは1枚3,000円となり、使用料は30分あたり200円となります。

※プリペイドカード購入後（残金分含む）の返金はできませんので、ご注意ください。

※空調設備利用における免除はございません。

・ソフトバレーの練習は備品の関係上、バレーボールコートを使用しての練習となります。

・練習場の予約は先着順であり、ご希望の日時が予約できない場合もございますので予めご了承ください。

● 利用心得

- ① 許可された施設以外は使用しない。また、許可された器具以外は触らないこと。
- ② 学校敷地内は全面禁煙とする。
- ③ 体育館内での飲食は、水分補給以外は禁止とする。
- ④ 体育館内は土足禁止のため、利用者は必ず上履きを持参すること。
- ⑤ 貴重品は持ち込まないこと。紛失した場合は、一切責任を負いません。
- ⑥ 施設、器具と運破損及び異常があった場合には、現状を保存し、利用者が直ちに各地区の受付窓口へ連絡し、翌平日午前10時までに学校及びスポーツ振興課へも同様の連絡をすること。
- ⑦ 施設及び器具等の損傷は、利用団体が責任をもって修理または弁償すること。
- ⑧ ゴミは必ず持ち帰ること。
- ⑨ 利用団体が鍵を開閉した場合、戸締りを完全に行うこと。（門扉含む）
- ⑩ 夜間体育館を利用の時は、近隣住民の迷惑にならないよう注意すること。
- ⑪ 指定された駐車場に駐車すること。（車上荒らし、事故等については、自己責任で対応し、スポーツ振興課へ事故報告をすること。）
- ⑫ 利用時間内に清掃、点検等を完了させること。
また夜間については午後9時30分までに学校敷地外へ退出すること。
- ⑬ 借用した鍵のみ使用し、合鍵の作製はしないこと。
- ⑭ 上記内容は団体代表者が把握するだけでなく、利用者全員に周知し徹底させること。